

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 3 2 号

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「得た数」の次に「(1 未満の端数がある場合には、その端数は 1 とする。次条において同じ。)」を加え、同条第 1 号中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改め、同条第 2 号中「2 8 円 3 5 銭」を「3 0 円 7 3 銭」に、「5 8 万 6 , 9 0 5 円」を「6 0 万 9 , 6 9 0 円」に改める。

第 1 3 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改め、「得た金額」の次に「(1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。次条において同じ。)」を加える。

第 1 4 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 3 3 号

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「第 1 9 条の 2 第 1 項」を「第 1 9 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 9 条の 3 を第 1 9 条の 4 とする。

第 1 9 条の 2 第 1 項中「請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 9 条の 3 とし、第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 9 条の 2 任命権者は、伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 3 3 号）第 1 4 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職

員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 3 4 号

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 1 9 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 1 0 条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条及び第 1 2 条において同じ」に改める。

第 1 1 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 1 1 条第 2 項中「伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の次に「（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 3 2 号）」を加え、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 1 1 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 1 1 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年

4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として
条例で定める時間）

第11条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を
基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該
各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を
乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第11条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶
者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条
第2項の規定による申出をした時に予測することができなかった事実が生じ
たことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）
をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著し
い支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第12条第1項中「職員が」を「職員（非常勤職員を除く。）が育児休業法
第19条第1項に規定する」に改め、同条第2項中「部分休業」を「前項に規
定する部分休業」に改める。

第13条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第13条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2
項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19
条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年
3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの

条例による改正後の伊勢崎市職員の育児休業等に関する条例第 11 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

伊勢崎市多文化共生センター条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 35 号

伊勢崎市多文化共生センター条例

(設置)

第 1 条 国籍、言語等の異なる市民が互いの文化的な違いを認め合い、共に安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に寄与するため、多文化共生センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 多文化共生センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊勢崎市多文化共生センター

位置 伊勢崎市昭和町 1712 番地 2

(事業)

第 3 条 伊勢崎市多文化共生センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 多文化交流の促進に関すること。
- (2) 多言語による行政情報等の提供に関すること。
- (3) 生活等の各種相談窓口に関すること。
- (4) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(職員)

第 4 条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第 5 条 センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとす

る。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休所日）

第6条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 第1水曜日及び第3水曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、前項に規定する休所日のほか、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

（入所の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入所を拒否し、又はセンターからの退所を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者
- (2) その他市長が管理上支障があると認める者

（損害賠償の義務）

第8条 故意又は過失によりセンターを損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年11月2日から施行する。

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 36 号

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成 24 年伊勢崎市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

- 第 12 条第 1 号中「この条」を「この項」に改め、同条に次の 1 項を加える。
- 2 法第 3 条第 2 項の規定により第 7 条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 7 条の規定は、適用しない。
- (1) 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替が、基準時（法第 3 条第 2 項の規定により第 7 条の規定の適用を受けない建築物について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き第 7 条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）における敷地内におけるものであること。
- (2) 増築又は改築に係る部分が、第 7 条の規定による壁面の位置の制限に適合するものであること。

別表第 1 に次のように加える。

長沼町地区地区整備計画区域	伊勢崎都市計画長沼町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
田中町第二地区地区整備計画区域	伊勢崎都市計画田中町第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
阿弥大寺町地区地区整備計画区域	伊勢崎都市計画阿弥大寺町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
境下湊名地区地区整備計画区域	伊勢崎都市計画境下湊名地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 に次のように加える。

7 長沼町地区地区整備計画区域

(1) A 地区及び B 地区

建築してはなら	1 住宅
---------	------

ない建築物	2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 店舗、飲食店その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 図書館、博物館その他これらに類するもの 8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9 公衆浴場 10 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 11 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 12 自動車教習所 13 畜舎 14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
-------	---

(2) C地区

建築してはならない建築物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
--------------	---

8 田中町第二地区地区整備計画区域

(1) A地区

建築してはならない建築物	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 図書館、博物館その他これらに類するもの 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 10 自動車教習所 11 畜舎 12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物を処理する施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
---------------------	---

(2) B地区

建築してはならない建築物	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 店舗、飲食店その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券
---------------------	--

	発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 図書館、博物館その他これらに類するもの 8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9 公衆浴場 10 自動車教習所 11 畜舎 12 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する 廃棄物を処理する施設（工場その他の建築物に附属 するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ の処理を行うものを除く。）
--	--

9 阿弥大寺町地区地区整備計画区域

A地区及びB地区

建築してはなら ない建築物	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 店舗、飲食店その他これらに類する建築物でその 用途に供する部分の床面積の合計が500平方メー トルを超えるもの 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類する令第130条の6の2で定める運動施設 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 図書館、博物館その他これらに類するもの 8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9 公衆浴場 10 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類する もの 11 老人福祉センター、児童厚生施設その他これら に類するもの
------------------	---

	1 2 自動車教習所 1 3 畜舎 1 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する 廃棄物を処理する施設（工場その他の建築物に附属 するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ の処理を行うものを除く。）
--	--

1 0 境下湊名地区地区整備計画区域

建築してはならな い建築物	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 店舗、飲食店その他これらに類する建築物でその 用途に供する部分の床面積の合計が5 0 0 平方メー トルを超えるもの 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これら に類する令第1 3 0 条の6 の2 で定める運動施設 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 図書館、博物館その他これらに類するもの 8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9 公衆浴場 1 0 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類する もの 1 1 老人福祉センター、児童厚生施設その他これら に類するもの 1 2 自動車教習所 1 3 畜舎 1 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する 廃棄物を処理する施設（工場その他の建築物に附属 するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ
------------------	--

	の処理を行うものを除く。)
--	---------------

附 則

この条例は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２０条第１項の規定に基づく伊勢崎都市計画長沼町地区地区計画、伊勢崎都市計画田中町第二地区地区計画、伊勢崎都市計画阿弥大寺町地区地区計画及び伊勢崎都市計画境下湊名地区地区計画に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。ただし、第１２条第１号の改正規定及び同条に１項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年９月３０日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第３７号

伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年伊勢崎市条例第１９２号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を」を「全部又は一部を」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年９月３０日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 38 号

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和元年伊勢崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を」を「全部又は一部を」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。